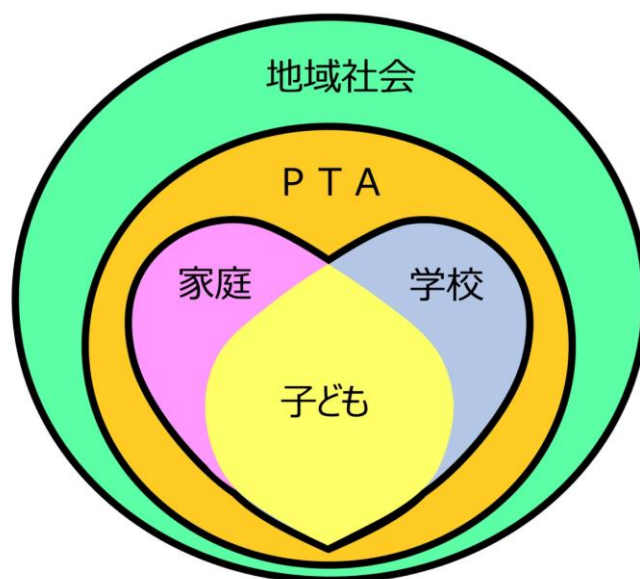




## 浦安市立 富岡小学校 P T A

### 会則・細則



# 目 次

|     |                   |    |         |        |
|-----|-------------------|----|---------|--------|
| 会則  | 前文                |    |         |        |
|     | 第 1 章             | 総則 | 第 1 条   | 名称     |
|     |                   |    | 第 2 条   | 目的     |
|     |                   |    | 第 3 条   | 活動     |
|     |                   |    | 第 4 条   | 方針     |
|     | 第 2 章             | 会員 | 第 5 条   | 定義     |
|     |                   |    | 第 6 条   | 入退会    |
|     |                   |    | 第 7 条   | 会費     |
|     | 第 3 章             | 役員 | 第 8 条   | 役員の構成  |
|     |                   |    | 第 9 条   | 任期     |
|     |                   |    | 第 1 0 条 | 本部役員   |
|     |                   |    | 第 1 1 条 | 会計監査員  |
|     |                   |    | 第 1 2 条 | クラス委員  |
|     |                   |    | 第 1 3 条 | 地域協力委員 |
|     | 第 4 章             | 組織 | 第 1 4 条 | 組織の構成  |
|     |                   |    | 第 1 5 条 | 総会     |
|     |                   |    | 第 1 6 条 | 運営委員会  |
|     |                   |    | 第 1 7 条 | 本部役員会  |
|     |                   |    | 第 1 8 条 | 特別委員会  |
|     |                   |    | 第 1 9 条 | 学年委員会  |
|     |                   |    |         | 学級委員会  |
|     |                   |    |         | 学級会    |
|     |                   |    | 第 2 0 条 | 専門部会   |
|     |                   |    | 第 2 1 条 | 校長     |
|     | 第 5 章             | 会計 | 第 2 2 条 | 会計     |
|     | 第 6 章             | 附則 | 第 2 3 条 | 細則     |
|     |                   |    | 第 2 4 条 | 制改定    |
| 細則  | 組織規定              |    |         |        |
|     | 専門部会規定            |    |         |        |
|     | 役員選考規定            |    |         |        |
|     | 慶弔および教職員の転退に関する規定 |    |         |        |
|     | 個人情報取扱規定          |    |         |        |
|     | 附則                |    |         |        |
| 組織図 |                   |    |         |        |

## － 前文 －

PTA（Parent-Teacher Association、親と教師の会）<sup>\*註</sup>とは、児童の健全な成長と幸福を願う保護者と教職員が、協力してこれを実現するために活動を行う団体である。

本会則は、浦安市立富岡小学校（以下、「富岡小学校」という）で活動する PTA 組織の運営に係る規則を定める。  
会員は、お互いに価値観の多様性を尊重しながら、円滑な協力関係を築き、共に活動することによって本会の目的を達成する。

\*註）社会教育法第十条の「社会教育関係団体」の定義に従って活動する団体。

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 名称

本会は、富岡小学校 PTA と称し、運営及び活動の組織を富岡小学校に置く。

### 第 2 条 目的

本会は、会員がお互いに協力して学校や地域社会との連携を図り、児童の健全な成長に貢献することを目的とする。

### 第 3 条 活動

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動の実行と活性化に努める。

1. 学校の教育方針や指導内容に対する正しい理解を深め、その活動を支援し、協力する。
2. 会員が親睦を図り交流できる機会を作る。
3. 本会と同じ目的で活動する他の団体や機関への理解を深め、地域活動に参画することで、児童を取り巻く環境がより良いものとなるよう努める。
4. 会員の生涯学習（文化、教育、スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動など）を支援する。
5. その他本会の目的達成のために必要な活動を行う。

### 第 4 条 方針

本会は次の方針に従って活動する。

1. 自主的、任意的な団体であり、他のいかなる団体や機関の支配、統制、干渉を受けない。
2. 特定の政党、宗教、思想に関する論議や支持、および、営利を目的とした活動は行わない。
3. 本会または本会役員の名で、公職選挙に立候補することや候補者の推薦を行わない。
4. 教育的諸問題について討議し学校や関係機関に意見を提出するが、人事など、学校の管理事項に直接干渉しない。

## 第 2 章 会員

### 第 5 条 定義

1. 本会会員の分類、会員となることができる者は、次のとおりとする。

特別な断りがある場合を除き、会員とは下表のすべてを示す。

| 分類    | 会員となることができる者                                       |
|-------|----------------------------------------------------|
| 保護者会員 | 富岡小学校に在籍する児童の保護者（児童の父母、またはこれに代わる者）で、1 家庭を 1 会員と称する |
| 教職員会員 | 富岡小学校の校長を含む教員および職員                                 |
| 特別会員  | 本会の主旨に賛同し、会長の承認を受けた者                               |

2. 会員は、平等の権利と義務を有する。

### 第 6 条 入退会

1. 入会

- （1）保護者、および教職員は特別の申し出のない限り、児童の転入・入学、教職員の転入と共に会員となる。
- （2）退会后、再入会届を提出し本会が受理したときは、再入会することができる。

2. 退会

- （1）保護者会員は児童の転出・卒業、教職員会員は転出と共に退会となる。
- （2）会員が退会届を提出し、本会が受理したときは、退会することができる。

### 第 7 条 会費

本会の保護者会員と教職員会員は、会費を納める義務を有する。

- 1. 会費は、1 会員あたり年額 2,500 円とする。
- 2. 期中の転入者は、月割り計算（月額 200 円）により会費を納入する。
- 3. 期中の転出者の、納入された会費は、原則として返金しない。
- 4. 特別な事情により、会費納付の免除を受けた場合はこの限りではない。

## 第 3 章 役員

### 第 8 条 役員の構成

1. 本会は、次の役職を、役員と定義する。

- （1）本部役員
- （2）会計監査員
- （3）クラス委員
- （4）地域協力委員

2. 保護者会員は、1 子につき 1 年以上、役員を務める権利と義務を有する。

3. 役員は、原則として本会の他の役員を兼ねることはできない。

## 第9条 任期

役員の任期は次のとおりとする。

1. 本部役員、会計監査員、クラス委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、保護者会員の再任は、原則として1回に限る。
2. 地域協力委員の任期は、その所属する団体が定めた期間に従う。
3. 期中に欠員が生じた際、補充する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第10条 本部役員

1. 本会の運営に必要な活動を行うため、次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名（保護者会員）
- (2) 副会長 6名以内（保護者会員 5名以内、教職員会員 1名）
- (3) 書記 4名以内（保護者会員 3名以内、教職員会員 1名）
- (4) 会計 4名以内（保護者会員 3名以内、教職員会員 1名）

2. 主な任務は次のとおりとする。

- (1) 会長
  - ① 本会の代表として、会務全般の統轄、指揮、および対外的交渉
  - ② 本会則に定められた会議の招集と、総会を除く会長が招集するすべての会議の議長
- (2) 副会長
  - ① 会長の補佐として、会長から権限委譲を受けた任務の遂行
  - ② 会長に事あるときは、その代理
- (3) 書記
  - ① 本会の庶務、事務処理全般
  - ② 各種会議の議事や、本会の活動に関する事項の記録の作成
  - ③ 記録、通信、その他の書類の保管と管理
- (4) 会計
  - ① 総会で決定した予算に基づいた、本会の会計事務全般
  - ② 予算案の立案と、決算報告書の作成
  - ③ 本会の資産の管理、および必要に応じた会計内容の開示

## 第11条 会計監査員

本会の健全な活動を維持するため、経理を監査する会計監査員を置く。

1. 保護者会員2名で構成する。
2. 主な任務は次のとおりとする。
  - (1) その年度の会計監査と、その結果の定期総会での報告
  - (2) 必要に応じた監査の実施

## 第12条 クラス委員

学級や学年内の親睦を図るため、また、専門部会の活動を推進するため、クラス委員を置く。

1. 児童の学級ごとに、保護者会員4名以内で構成する。
2. 主な任務は次のとおりとする。
  - (1) 学級および学年内の親睦を図るための連絡や調整のための、学年委員会、学級委員会、学級会の運営
  - (2) 所属する専門部会の活動

### 第13条 地域協力委員

本会と同じ目的で活動する他の団体や機関からの協力要請に対し、本会の会員を各団体に推薦し派遣する。派遣任期が1年以上の場合は、これを地域協力委員とする。

1. 人数や任期などは、団体や機関の募集要項に従う。
2. 任務は派遣先からの依頼に従う。
3. 拡大運営委員会で、活動報告を行う。
4. 任期中に、児童の卒業に伴い退会となる場合には、特別会員として任務に就くものとする。

## 第4章 組織

### 第14条 組織の構成

本会の目的に沿った活動を行うため、次の組織を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 本部役員会
4. 特別委員会
5. 学年委員会、学級委員会、学級会
6. 専門部会

### 第15条 総会

1. 全会員によって構成される、本会の最高議決機関である。
2. 種類は、定期総会と臨時総会とし、次に従い会長が招集する。

|      | 方法  | 時期と回数                                           |
|------|-----|-------------------------------------------------|
| 定期総会 | 招集  | 年度初め1回                                          |
| 臨時総会 | 招集  | 会長が必要と認めた場合、<br>または、議決権を持つ会員の3分の1以上の要請があった場合に随時 |
|      | 非招集 | 招集時の条件に加え、運営委員会が非招集による開催を認めた場合に随時               |

#### 3. 議決権

- (1) 保護者会員および教職員会員は1個の議決権を持つ。
- (2) 特別会員は、議決権を持たない。

#### 4. 次の内容を議決する。

- (1) 前年度の活動報告と決算報告
- (2) 新年度の活動計画と予算案
- (3) 新年度の本部役員、会計監査員、地域協力委員、各専門部会正副部長
- (4) 会則の制定、改定、廃止
- (5) 細則の制定、改定、廃止の報告の受理
- (6) その他本会に関する重要事項

5. 成立と議決に必要な条件は、次のとおりとする。

|       | 総会名称           | 必 要 条 件                                                                                                 |
|-------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総会の成立 | 定期総会<br>招集臨時総会 | 議決権を持つ会員の、3 分の 1 以上の出席（委任状を含む）                                                                          |
|       | 非招集臨時総会        | 1. 運営委員会が、非招集による開催を承認する<br>2. 運営委員会が、予め会員に議案資料を開示し、会員が意見や質問をするための期間と機会を設ける<br>3. 議案資料を開示した結果を、採決の前に公表する |
| 議 決   | 定期総会<br>招集臨時総会 | 議決権を持つ会員の過半数の同意                                                                                         |
|       | 非招集臨時総会        | 議決権を持つ会員の、3 分の 1 以上の同意<br>ただし、議決結果は、速やかに会員に報告するものとする                                                    |

## 第 16 条 運営委員会

1. 総会に次ぐ議決機関であり、活動の中心となって本会の運営にあたる。
2. 種類は、定例運営委員会、拡大運営委員会、臨時運営委員会とする。
3. 本部役員、各専門部会正副部長と校長で構成する。

運営委員会は、構成員以外の会員に対し、出席を要請し、意見を述べるなどの協力を求めることができる。また、会員は運営委員会に出席し、意見を述べるができる。ただし、構成員以外の会員は、議決権をもたない。

4. 次に従い会長が招集する。

|         | 時期と回数                                      | 補 足                |
|---------|--------------------------------------------|--------------------|
| 定例運営委員会 | 1 学期 2 回以内、2 学期 2 回以内、3 学期 1 回以内で、年間 3 回以上 | —                  |
| 拡大運営委員会 | 年度初め 1 回                                   | 構成員に地域協力<br>委員を加える |
|         | 学期末に 1 回以上                                 |                    |
| 臨時運営委員会 | 会長が必要と認めた場合に随時                             | —                  |

運営委員会は、構成員を招集して開催されることが原則であるが、必要に応じ、書面や SNS などを活用し、構成員を招集せずに審議や議決を行ってもよい。

5. 主な会務は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する議案の議決
- (2) 本部役員会より提案された事項の議決
- (3) 本会の各組織や役員の活動状況の確認と報告の受理
- (4) 本会運営に必要な活動の課題などの議決
- (5) 細則の制定、改定、廃止の議決
- (6) 期中欠員の役員を補充する際の、役員の選出と任命
- (7) 特別委員会に関する議決
- (8) 会員に対する本会の活動報告

6. 成立と議決に必要な条件は、次のとおりとする。

|        | 必 要 条 件                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------|
| 委員会の成立 | 1. 運営委員会構成員の4分の3をこえる出席（委任状を含む）<br>2. 非招集で開催する場合は、委員が意見を述べる機会があること     |
| 議 決    | 1. 出席者の4分の3以上の同意<br>2. 非招集で開催する場合は、個人名が特定できる方法で採決し、運営委員会構成員の4分の3以上の同意 |

### 第17条 本部役員会

1. 本会の運営と活動が、円滑かつ適正に行われるよう、執行部としての会務を担う。
2. 保護者の本部役員で構成し、次に従い会長が招集する。

|         | 時期と回数                          |
|---------|--------------------------------|
| 本部役員会   | 運営委員会開催ごと（事前準備に相応しい時期）で、年間9回以内 |
| 臨時本部役員会 | 会長が必要と認めた場合に随時                 |

3. 成立に必要な条件は、保護者本部役員の3分の2以上（委任状を含む）の出席とする。

### 第18条 特別委員会

1. 本会の運営や活動に必要な特別な課題に取り組む。
2. 会長が必要と認めた場合は、運営委員会の承認を受けて設置することができる。

### 第19条 学年委員会・学級委員会・学級会

1. 各学級および学年の、保護者と教職員の、相互理解を深め、学年および学級活動の円滑な運営に取り組む。
2. 各会の構成員は次のとおりとする。

|     | 学年委員会                 | 学級委員会                 | 学級会                   |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 構成員 | ・各学年のクラス委員<br>・担任の教職員 | ・各学級のクラス委員<br>・担任の教職員 | ・各学級の保護者全員<br>・担任の教職員 |

3. 学級会は、学級委員会で開催目的を明確にして検討し、必要と判断された場合に、開催することができる。

### 第20条 専門部会

1. 専門的な事柄を調査、研究、企画、立案し、活動を実施する。
2. それぞれに所属するクラス委員で構成する。
3. 専門部会は、部長が招集し開催する。
4. 総会で承認された活動計画に基づいて、具体的な活動を実施し、運営委員会へ報告する。

### 第21条 校長

1. 校長は本会と学校運営について調整を行い、すべての会議に参加し意見を述べることができる。ただし、総会以外の議決権をもたない。

## 第5章 会計

### 第22条 会計

1. 本会の経費は会費、その他をもってあてる。
2. 会費の変更は運営委員会で審議し、総会で決定する。
3. 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日迄とする。

## 第6章 附則

### 第23条 細則

1. 本会の運営に必要な事項は、細則として運営委員会の承認を得て、別に定めることができる。
2. 細則を制定、改定、廃止した場合は、次期総会にて報告する。

### 第24条 制改定

1. 本会則は昭和55年11月29日より実施する。
2. 昭和58年5月7日 一部改正
3. 平成8年4月27日 一部改正
4. 平成10年4月26日 一部改正
5. 平成12年4月22日 一部改正
6. 平成15年4月19日 一部改正
7. 平成22年4月24日 一部改正
8. 平成24年4月21日 一部改正
9. 平成25年4月20日 一部改正
10. 平成26年4月19日 一部改正
11. 平成28年4月23日 全部制改定
12. 平成29年4月22日 一部改定
13. 令和6年3月13日 一部改定

## 細則 組織規定

### 第1条 目的

この細則は、会則に基づき設置された組織について、その詳細事項を定める。

### 第2条 総会

1. 定期総会と招集臨時総会の運営方法は次のとおりとする。

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 準備 | 会則に従い審議された総会議案に基づき、本部役員会が総会資料を作成する |
|    | 総会の開催を会員に通知し、欠席の場合は委任状の提出を求める      |
|    | 総会資料は予め会員に配布し、議事内容を周知する            |
| 進行 | 正・副議長を出席会員から選出する                   |
|    | 議長が書記を指名する                         |
|    | 議長は、総会資料に従って進行し、議事の審議を行う           |
|    | 会則に従い議決する                          |
| 記録 | 記録は書記が行い、議長及び出席会員2名がこれに署名、捺印する     |

### 第3条 運営委員会

1. 構成員が、やむを得ない事情で運営委員会を欠席するときには、事前に議長に欠席の連絡を行い、委任状を提出する。  
2. 専門部会の正副部長が欠席する場合は、各部会内の部員から代理の者が出席するものとする。

### 第4条 本部役員会

1. 本部役員会は、次の事項を協議決定または処理する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 運営委員会に付議すべき事項
  - (3) 児童および会員の慶弔に関する事項
  - (4) 各委員会、専門部会の連絡調整事項
  - (5) その他本会の運営に必要な事項

### 第5条 特別委員会

1. 特別委員会を設置した場合、会長は設置の経緯を、速やかに、会員に報告する。  
2. 設置の目的に応じ、会長から委嘱された会員によって構成し、委員の中から委員長1名を選出する。  
3. 運営委員会で承認された任務に基づき、活動を行う。  
4. 委員長は、運営委員会に出席し、活動の結果を報告し、案件について提言を行う。  
5. 特別委員会の活動は、原則として設置された年度内とする。その存続と解散については、任務完了後または年度末の運営委員会で決議を受ける。

### 第6条 学年委員会・学級委員会・学級会

1. 詳細は次のとおりとし、必要に応じて代表が招集する。

|      | 学年委員会                                                                                                  | 学級委員会                                                                                                         | 学級会                                                                                           |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動の調整</li> <li>・学年全体の課題の改善</li> <li>・運営委員会への報告と提言</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級会の運営、課題の改善</li> <li>・学年委員会への報告と提言</li> <li>・運営委員会への報告と提言</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級の課題の改善</li> <li>・相互理解を深めるための、<br/>話し合いの場</li> </ul> |
| 代表   | 学級文化部に所属する<br>クラス委員のうち 1 名                                                                             | 学級文化部に所属する<br>クラス委員                                                                                           | 学級文化部に所属する<br>クラス委員                                                                           |

2. 代表は、学級会を開催する前に、会長へ開催の目的と日時、場所を連絡する。

## 細則 専門部会規定

### 第1条 目的

この細則は、会則に基づき設けられた専門部会について、必要な事項を定める。

### 第2条 専門部会の構成

専門部会として、学級文化部・校外部・選考部・広報部を置く。

### 第3条 活動

主に実施する活動は次のとおりとする。

#### 1. 学級文化部

- (1) 会員相互の親睦を図り、保護者と教職員との連絡調整を行う。
- (2) 学校の教育活動に協力するための活動
- (3) 保護者に向けた、知識や教養を深めるための活動

#### 2. 校外部

- (1) 校外での児童の安全を確保するための活動
- (2) 交通安全や防犯に関連する地域団体と連携した活動

#### 3. 選考部

- (1) 本部役員、会計監査員、クラス委員、地域協力委員の候補の選考と選出
- (2) 選考活動を通じ、役員の役割や活動内容を会員へ紹介する活動

#### 4. 広報部

- (1) 会員が、本会の運営や活動の理解を深めるための活動  
広報紙「とみおか」の紙面の企画、取材、作成、発行。また、本会の継続的发展につながる情報の発信。
- (2) 本会活動状況を地域社会へ発信する。

### 第4条 構成

#### 1. 部長と副部長を、それぞれ1名置く。

#### 2. 部長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部会を統括し、部会の活動計画と結果を運営委員会で報告する。
- (2) 運営委員会構成員として本会の運営にあたる。
- (3) 運営委員会の決定事項を部会に報告し、その活動に反映させる。

#### 3. 副部長は、部長を補佐し必要に応じ代理を務める。また、運営委員会構成員として本会の運営にあたる。

#### 4. 会計と書記を、それぞれ1名以上置く。

## 細則 役員選考規定

### 第1条 目的

この細則は、選考部会の活動である、本会役員の選考と選出について、必要な事項を定める。

### 第2条 選出条件

1. 役員候補者は、本人の承諾を得た後、決定する。
2. 本部役員、会計監査員、地域協力委員については、新年度の約半年前から選考活動を行う。  
対象者は、原則として、在籍児童が1年生から5年生までの保護者会員と、次年度入学予定の未就学児をもつ6年生児童の保護者会員とする。
3. クラス委員は、学級ごとに年度初めの学級会で、その時点での保護者会員の中から決定する。

### 第3条 選考活動

選考部会は、次に従い、本会の趣旨に基づいた活動を行うことのできる、役員候補者の選考・選出活動を行う。

1. 選考部会は、部員の3分の2以上の出席により成立し、代理及び委任状は認めない。
2. 選考部会は、保護者会員の中から自薦、他薦により候補者を募る。教職員会員の副会長、書記、会計の選出は、学校からの他薦を受ける。
3. 部員は、選考部会で知り得た役員選考・選出に係わる内容を、部員以外の者に漏らしてはならない。
4. 選考部会は、選考のために必要な情報を広く発信、収集し、選考活動に反映させる。
5. 選考部会は、当年度役員と次年度役員候補者が、円滑に引継ぎを行うことが出来るよう、機会を整え、引継ぎを実施するよう勧告する。
6. 立候補者が定員を超えた場合
  - (1) 立候補者の中から役員候補者を定員数選出する。非候補者となる方には、その旨了承を得る。
  - (2) 非候補者から了承を得られた場合は、候補者を決定する。  
非候補者から了承を得られなかった場合は、すべての立候補者の中から抽選を行い、候補者を決定する。
7. 立候補者が定員に満たない場合
  - (1) 再募集を行う。
  - (2) 再募集で立候補者が定員を超えた場合は、6項に従い候補者を決定する。
  - (3) 再募集で定員に満たなかった場合は、抽選の実施を提議し、対象者を報告した後、抽選により候補者を決定する。抽選対象者は、1子1年以上の義務を満たしていない保護者会員とする。この際、クラス委員以外については、学年が高い児童の保護者会員を優先的にその候補とすることで、公平性を図る。

### 第4条 構成

1. 各学級の保護者のクラス委員の中から、専門部会の所属を決める。
2. 専門部会の正副部長は、必要に応じ、運営委員会で事前に選出することができる。
3. 以下の役員の兼務を認める。
  - ① 防犯協会支部長と会計監査員
  - ② 交通安全対策協議会委員と校外部部員

## 細則 慶弔および教職員の転退に関する規定

### 第1条 目的

会員の親睦と福祉の増進と、慶弔費の適切な執行を図るために、必要な事項を定める。

### 第2条 慶弔

1. 会員の慶弔に対する祝金、弔慰金、見舞金は以下のとおりとする。

|   | 項 目               | 対 象                          | 金 額     |
|---|-------------------|------------------------------|---------|
| 1 | 結婚祝金              | 教職員                          | 5,000 円 |
| 2 | 出生祝金              | 教職員（ただし第一子に限る）               | 5,000 円 |
| 3 | 死亡弔慰金             | 会員・児童<br>（教職員の殉職などはその都度協議する） | 5,000 円 |
| 4 | 教職員家族死亡弔慰金        | 教職員（ただし一親等以内の親族にかぎる）         | 5,000 円 |
| 5 | 傷病による一ヶ月以上の入院の見舞金 | 児童・教職員                       | 5,000 円 |
| 6 | 火災による見舞金          | 会員                           | 5,000 円 |

2. 会員の被災で、火災以外の特別災害の場合は、その都度協議する。

### 第3条 転退

1. 転退教職員の餞別として、花束を贈呈する。

### 第4条 その他

1. この規定の適用にあたり事情がある場合は、会長と校長で協議し、決定する。

## 附則（細則）

### 第1条 制改定

|    | 施 行 日            | 区分   | 細 則 名             |
|----|------------------|------|-------------------|
| 1  | 昭和 55 年 12 月 1 日 | 制定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 2  | 昭和 55 年 12 月 1 日 | 制定   | 慶弔および教職員の転退に関する基準 |
| 3  | 昭和 56 年 4 月 1 日  | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 4  | 昭和 56 年 6 月 1 日  | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 5  | 昭和 57 年 3 月 1 日  | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 6  | 昭和 58 年 5 月 7 日  | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 7  | 昭和 58 年 7 月 9 日  | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 8  | 昭和 60 年 12 月 7 日 | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 9  | 平成 9 年 4 月 26 日  | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 10 | 平成 10 年 4 月 26 日 | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 11 | 平成 10 年 4 月 26 日 | 改定   | 慶弔および教職員の転退に関する基準 |
| 12 | 平成 12 年 1 月 15 日 | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 13 | 平成 12 年 1 月 15 日 | 改定   | 慶弔および教職員の転退に関する基準 |
| 14 | 平成 12 年 4 月 22 日 | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 15 | 平成 15 年 3 月 1 日  | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 16 | 平成 16 年 3 月 6 日  | 改定   | 慶弔および教職員の転退に関する基準 |
| 17 | 平成 25 年 4 月 20 日 | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 18 | 平成 26 年 4 月 19 日 | 改定   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 19 | 平成 26 年 4 月 19 日 | 改定   | 慶弔および教職員の転退に関する基準 |
| 20 | 平成 28 年 4 月 23 日 | 名称変更 | 慶弔および教職員の転退に関する規定 |
| 21 | 平成 28 年 4 月 23 日 | 廃止   | 富岡小学校 P T A 細則    |
| 22 | 平成 28 年 4 月 23 日 | 制定   | 組織規定              |
| 23 | 平成 28 年 4 月 23 日 | 制定   | 専門部会規定            |
| 24 | 平成 28 年 4 月 23 日 | 制定   | 役員選考規定            |
| 25 | 平成 28 年 4 月 23 日 | 制定   | 附則                |
| 26 | 平成 28 年 10 月 1 日 | 改定   | 組織規定              |
| 27 | 平成 29 年 4 月 22 日 | 改定   | 組織規定              |
| 28 | 平成 29 年 4 月 22 日 | 改定   | 専門部会規定            |
| 29 | 平成 29 年 4 月 22 日 | 改定   | 役員選考規定            |
| 30 | 平成 31 年 4 月 20 日 | 改定   | 個人情報取扱規定(別紙)      |

<組織図>

作成:平成29年4月

